

# THE HOGAKU RONSHU

THE LAW REVIEW  
OF  
KANSAI UNIVERSITY

MAY 2012

VOLUME LXII

NUMBER 1

## Articles

Die ärztliche Aufklärungspflicht (2).....*Keiichi YAMANAKA* (1)

Challenges facing Vietnam for the Establishment and  
Effective Functioning of its Intellectual  
Property System.....*Naohiko TATSUMI* (62)

A Study of Tobacco Regulation (2).....*Ken TANAKA* (92)

A Rule of the Road in the Tang and Song Dynasty.....*Haruhito SADATE* (1)

## Case Notes

Das Vorzugsrecht der Forderung im Insolvenzverfahren,  
die durch Subrogation auf den  
Rückgriffsgläubiger übergegangen ist.....*Takashi KURITA* (148)

The Appeal for the Death Penalty by the Prosecutor  
(Supreme Court, 17 December 2009).....*Kenji NAGATA* (34)

## Materials

New Mission of the Private University.....*Shunji MANABE* (50)

Correctional Institutions (18)  
Ariake Kogen Training School ("Ariake Kogen Ryo").....*Kenji NAGATA* (76)

THE LAW SOCIETY OF KANSAI UNIVERSITY  
OSAKA, JAPAN

ISSN 0437-648X

關西大學

# 法學論集

第62卷 第1号

平成24年5月

## 論 說

医師の説明義務(2・完).....*山中敬一* (1)

ベトナム知的財産制度の課題.....*辰巳直彦* (62)  
——JICAベトナム知的財産法コース「総括」——

たばこ規制の法システムと  
今後の法制的課題(2).....*田中謙* (92)

ゆく人来る人.....*佐立治人* (1)  
——唐儀制令行路条の「去避来」について——

## 判例研究

求償権者が代位取得した原債権の  
財団債権性・共益債権性.....*栗田隆* (148)

第一審で無期懲役が言渡され、控訴審で無期懲役が  
維持された事件に対し、検察官が死刑選択基準に  
関する判例違反を主張して上告した事例.....*永田憲史* (34)  
(最決平21年12月17日裁判集刑299号1275頁)

## 資 料

私立大学の新たな使命について.....*真鍋俊二* (50)  
——私学国庫助成の理論的根拠を想起しつつ——

施設見学記録(18) 有明高原寮.....*永田憲史* (76)

關西大學法學會

關西大學  
法學論集

第六十二卷  
第一号

平成二十四年五月

關西大學  
法學會

関西大学法学会役員 (五十音順)

会 長 吉 田 栄 司	金 玲 権 南 希(庶務)	竹 下 賢 多 治 川 卓 郎	藤 原 稔 弘(庶務)
評 議 員 荒 木 修 飯 島 暢(編集)	葛 原 力 三 久 保 宏 之	辰 巳 直 彦(庶務)	松 尾 知 子(会計)
池 田 慎 太 郎 石 橋 章 市 朗	栗 田 和 彦 栗 田 隆	田 中 謙 田 村 詩 子	松 代 剛 枝
市 川 訓 敏 市 原 靖 久(監査)	小 泉 良 幸 孝 忠 延 夫(庶務)	角 田 猛 之 寺 川 永	真 哲 弘
今 西 康 人(編集)	越 山 和 広 小 西 秀 樹	寺 島 俊 穂 土 倉 莞 爾	松 真 俊
上 田 真 二	小 松 陽 一 郎	中 島 洋 樹	真 鍋 俊 二
浦 東 久 男(会計)	近 藤 剛 史	中 野 徹 也(編集)	三 浦 潤
占 部 洋 之	今 野 正 規	永 田 憲 史(会計)	水 野 吉 章
大 津 留 智 恵 子	後 藤 元 伸	永 田 眞 三 郎	村 上 幸 隆
大 沼 邦 博	坂 本 治 也	那 須 彰	村 田 尚 紀(庶務)
岡 徹(編集)	笹 本 幸 祐	西 平 等	元 氏 成 保
岡 本 哲 和	佐 立 治 人	西 澤 希 久 男	森 本 哲 郎
尾 島 史 賢	佐 藤 や よ び(会計)	西 村 枝 美	安 武 真 隆
亀 田 健 二	佐 伯 和 也	羽 原 敬 二(会計)	安 田 信 之
柄 谷 利 恵 子	芝 池 義 一	馬 場 圭 大	大 和 正 史
川 口 浩 一(庶務)	下 村 正 明	早 川 徹	山 名 京 子(会計)
川 口 美 貴	千 藤 洋 三	廣 川 嘉 裕(編集)	山 名 美 加 一
河 村 厚(庶務)	高 作 正 博	福 島 豪	山 野 博 史
木 下 智 史	滝 川 敏 明(会計)	福 瀧 博 之(編集)	山 本 慶 介
			由 喜 門 眞 治(庶務)
			横 田 直 和 司
			吉 田 栄 弘
			吉 田 徳 夫
			若 松 陽 子

前号目次 (第61巻第6号)

論 説

医師の説明義務(1).....	山 中 敬 一
開発法学における「法の支配」の位相.....	安 田 信 之
たばこ規制の法システムと今後の法制的課題(1).....	田 中 謙

市民政治の創造.....	寺 島 俊 穂
——市民社会を基底にして——	
大行院文書からみた「鳴物停止令」.....	朝 比 奈 修
——大行院文書「解題」にかえて——	

資 料

嘉納治五郎師範の功業について.....	眞 鍋 俊 二
——嘉納治五郎先生生誕一五〇周年を契機とする若干の覚書——	
最高裁において平成二二年に確定した死刑判決一覧.....	永 田 憲 史
(付・裁判員裁判において平成二二年に言渡された死刑判決一覧)	

関西大学法学会規則

- 第1条 本会は、関西大学法学会と称する。
- 第2条 本会は、法学の研究を促進し、かつ研究の成果を発表することを目的とする。
- 第3条 本会は、次の事業を行う。
- 1 機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の発行。
  - 2 その他本会の目的を達成するために必要な事項。
- 第4条 本会の事務所は、関西大学法学部に置く。
- 第5条 本会は、次の者をもって会員とする。
- 1 法学部及び大学院法務研究科(以下法科大学院と称す)の教授、准教授、専任講師、助教、特別契約教授。
  - 2 政策創造学部の教授、准教授、専任講師、助教、特別契約教授であって入会した者。
  - 3 法学部学生、大学院法学研究科学生及び法科大学院学生。
  - 4 政策創造学部の学生であって入会した者。
  - 5 法学部、政策創造学部、大学院法学研究科及び法科大学院の卒業生であって入会した者。
  - 6 その他評議員会の承認を得た者。
- 第6条 次の者を本会の名誉会員とする。
- 1 法学部又は法科大学院に在籍した名誉教授。ただし、特別契約教授として在職中の者は除く。
  - 2 特に評議員会の承認を得た者。
- 第7条 本会に次の役員を置く。
- 1 会長 法学部長をもって充てる。
  - 2 評議員 教授、准教授、専任講師、助教及び特別契約教授をもって充てる。
  - 3 編集・庶務・会計各委員 評議員の中から評議員会において委嘱する。その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第8条 第5条第1号及び2号の会員は会費年額15,000円を、同条第3号から6号までの会員は会費年額6,000円を納めることを要する。
- 第9条 会員及び名誉会員は、機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の配布を受ける。
- 第10条 此の規則の改正は、評議員会の決議による。
- 付則 この改正規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、従前の第8条の規定により平成21年度以降の会費を予め法学会に払込んでいる者については、なお従前の例による。

2012年5月21日 印刷  
2012年5月31日 発行

関西大学 第62巻  
法学論集 第1号

編集兼  
発行人

関 西 大 学 法 学 会  
振替 00910-4-66882

印刷所

(株)富山房インターナショナル  
東京都文京区千石2-25-11

発行所

関 西 大 学 法 学 会  
大阪府吹田市山手町3丁目3番35号  
関西大学法学部内

## 執筆者紹介

山中敬一 関西大学 教授

辰巳直彦 関西大学 教授

田中謙 関西大学 教授

佐立治人 関西大学 教授

栗田隆 関西大学 教授

永田憲史 関西大学 准教授

眞鍋俊二 関西大学 教授